



2026年6月23日

各 位

会 社 名 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
代 表 者 代表取締役社長 中澤 宏
本 社 所 在 地 富山市堤町通り一丁目2番26号
(コード番号 8377 東証プライム市場、札証)
問 合 せ 先 経営企画部長 橘 淳
(TEL. 076-423-7331)

業績連動型株式報酬制度に基づく自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月23日開催の取締役会において、以下のとおり、業績連動型株式報酬制度に基づき自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月23日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 17,945株
(3) 処分価額	1株につき6,814円
(4) 処分総額	122,277,230円
(5) 割当予定先	当社の取締役5名（※1・※3） 2,387株 当社子会社の取締役13名（※2・※3） 8,243株 当社子会社の執行役員22名（※3） 7,315株 ※1 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。 ※2 社外取締役を除きます。 ※3 上記の人数の合計は40名ですが、当社の取締役と当社子会社の取締役又は執行役員を兼務する5名を含んでいることから、実人数は35名となります。

2. 本自己株式処分の目的及び理由

本自己株式処分は、当社が導入している業績連動型株式報酬制度に基づき、当社の取締役に対して当社の普通株式を交付するために行われるものです。

当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）の報酬と会社の業績との連動性をより明確にする観点から業績連動性の高い報酬制度とする目的に加えて、対象取締役に当社の企業価値の持続的

な向上を図るインセンティブを与えることで、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2025年6月20日開催の第22期定時株主総会において、本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間45,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額45百万円以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

本制度は、当社の取締役会において、基準となる株式数、業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）及び評価期間中の業績目標を定めて、当該業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬であり、交付される当社株式に一定の譲渡制限を付する制度です（ただし、株式交付時に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職している場合には、譲渡制限は付しません。）。業績指標等は、利益の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標を、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬委員会で審議の上で当社の取締役会において設定します。

また、当社子会社である株式会社北陸銀行（以下「北陸銀行」といいます。）及び株式会社北海道銀行（以下「北海道銀行」といいます。）の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、対象取締役、これらの当社子会社の取締役及び執行役員を総称して、「対象役員」といいます。）に対しても本制度を導入しております。

当社は、当社の取締役及び当社子会社の取締役及び執行役員に対して、2025年4月1日から2026年3月31日までの期間を評価期間（以下「本評価期間」といいます。）とし、本評価期間中の業績評価指標を連結ROE、TSR、GX関連投融资額及び女性管理職比率として本制度を適用してまいりました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、本制度に基づき本評価期間中の業績目標達成度に応じて、当社の取締役5名（退任者を含みます。）、当社子会社の取締役13名（退任者を含みます。）及び当社子会社の執行役員22名（退任者を含みます。）に対し、金銭報酬債権合計122,277,230円を支給し、それを現物出資させて当社の普通株式17,945株を処分することを決議いたしました。本自己株式処分により処分される株式数の、発行済株式総数（2026年3月31日時点）に占める割合は0.01%とその希薄化率は軽微であり、本制度の目的等に照らして合理的であると考えております。

<本割当株式の譲渡制限の概要>

本自己株式処分に伴い、各対象役員（退任者を除きます。）に割り当てられる株式（以下「本割当株式」といいます。）には、以下の内容を含む譲渡制限が付されます。

（1）譲渡制限期間

対象役員は、2026年7月23日（払込期日）から次に記載の地位をいずれも退任する日までの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

- | | |
|----------------------|----------------|
| ① 当社の報酬として交付する当社株式 | 当社の取締役又は執行役員 |
| ② 北陸銀行の報酬として交付する当社株式 | 北陸銀行の取締役又は執行役員 |

③ 北海道銀行の報酬として交付する当社株式 北海道銀行の取締役又は執行役員

(2) 譲渡制限の解除条件

本譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を、当該時点の直後の時点をもって、当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該時点において保有する本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月22日（株式交付に係る取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である6,814円としております。

この金額は、東京証券取引所における当社の普通株式の1か月（2026年5月25日から2026年6月22日まで）の終値単純平均値である6,471.8円（0.1円未満四捨五入。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率5.29%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、3か月（2026年3月23日から2026年6月22日まで）の終値単純平均値である6,284.8円からの乖離率8.42%、及び6か月（2025年12月23日から2026年6月22日まで）の終値単純平均値である5,923.1円からの乖離率15.04%となっております。

上記処分価額は、株式交付に係る取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上